

美濃加茂市生涯学習施設使用料減免申請書

第 号  
申請年月日 年 月 日

（あて先）美濃加茂市長

団 体 名：  
\_\_\_\_\_

申請者名：  
\_\_\_\_\_

申請者住所：  
\_\_\_\_\_

電 話 番 号：  
\_\_\_\_\_

※個人による使用申請の場合は「団体名」は記入不要です。

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、次の理由により使用料の減額又は免除を受けたいので、許可申請書を添えて申請します。

※太枠のみご記入ください。

施設名	<input type="checkbox"/> 美濃加茂市生涯学習センター	<input type="checkbox"/> ( ) 交流センター
部屋名	使 用 日	使 用 時 間
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
減免又は免除を受ける理由	<p>1【使用料が免除となる事由】※該当する事由の□にチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 協働によるまちづくりに係る市民活動のために利用するとき</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 美濃加茂市が利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 美濃加茂市と共催で利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限ります）及び特別支援学校が、教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 市内の幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる施設が幼児の教育活動等のために利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 上記以外で美濃加茂市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>2【使用料が減額となる事由】※該当する事由の□にチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 国、他の地方公共団体又は公益的法人が利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 学校教育法第1条第1条に規定する中等教育学校（前期課程を除きます）及び高等学校が、教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 美濃加茂市の後援を受けたものが使用するとき</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 上記以外で美濃加茂市長が特に必要と認めたとき。</p>	

上記のとおり、生涯学習施設の使用料を減額又は免除してよろしいか。

生涯学習センター用【決裁】			交流センター用【決裁】	
センター長	係長	担当者	センター長	担当者

申請書受付印



美濃加茂市生涯学習施設使用料減免決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 団体名： \_\_\_\_\_  
 申請者名： \_\_\_\_\_ 様  
 申請者住所： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_

※個人による使用申請の場合は「団体名」は記入不要です。

施設名	<input type="checkbox"/> 美濃加茂市生涯学習センター	<input type="checkbox"/> ( ) 交流センター
部屋名	使 用 日	使 用 時 間
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
	年 月 日 ( )	: ~ :
規定使用料	円	
減 免 額	円	
差引納付額	円	
減免の 決定事由	美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第 項第 号に該当	

月 日付けで申請のありました、使用料の減額及び免除については、上記のとおり決定しましたので、美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第4項の規定により、通知します。

年 月 日

美濃加茂市長 印

【不服申し立て及び取消し訴訟】

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美濃加茂市に対して異議申立てをすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、美濃加茂市を被告として（訴訟において美濃加茂市を代表する者は美濃加茂市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。